

別記様式 1

明 細 書

令和 4 年 8 月 19 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒441-8006）愛知県豊橋市高洲町字小島103-1
（アイチケントヨハシシタカスチョウアザコジマ）

名称（フリガナ）：豊橋温室園芸農業協同組合
（トヨハシオンシツエンゲイノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 富永 諭司
ウェブサイトのアドレス：<https://www.toyoon.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類
区分に属する農林水産物等：野菜類(しそ)

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：豊橋花穂(トヨハシハナホ)、TOYOHASHI HANAHO

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：愛知県豊橋市、豊川市行明町、豊川市伊奈町、豊川市御津町、
新城市作手清岳

5 農林水産物等の特性

豊橋花穂は、日本料理や刺身にそえられる「つまもの」で、鮮やかな赤紫色の花弁とさわやかな紫蘇の香りを持つ紫蘇花穂である。

市場関係者から品質の高さと安定的な周年供給体制が高く評価されており、東京中央卸売市場における花穂の取扱量のトップを誇っている。20年ほど前から EU やアメリカなど複数の国に輸出されており、花の美しさを兼ね備えた食材として高く評価されるとともに、近年の海外における日本食ブームの影響で引き合いが強くなってきている。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 品種

品質特性及び生産地域の栽培適性等を踏まえ豊橋温室園芸農業協同組合が選定する品種を用いる。

(2) 栽培の方法

生産地内において栽培する。

(3) 出荷規格

豊橋温室園芸農業協同組合が定めた出荷規格表のとおり。

(4) 最終製品としての形態

「豊橋花穂」の最終製品としての形態は、野菜(しそ)である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

豊橋市近郊は、温暖な気候と豊川用水により農業用水が安定的に供給され、都市近郊地帯として東西交通の中心に位置することから、ハウス等施設園芸などの農業が発展してきた。

豊橋市周辺は、日本で最初に農家が実用的に温室園芸を始めた発祥の地であるとされている。

この地では、明治時代からガラス温室でメロン栽培を始め、その後キュウリの促成栽培、ナス、イチゴと広げていき、いずれも成果を上げて施設園芸の企業化が進んだ。こうした生産者が中心となって昭和4年(1929年)に当組合の前身となる豊橋温室園芸組合を設立し、その後、昭和24年(1949年)に「豊橋温室園芸農業協同組合」と改称し、組合員にとって営農所得の重要基盤組織として、農作物の生産、販売に特化して活動を進めてきた。

「豊橋温室園芸農業協同組合」では、メロンなどの従来の施設園芸農産物の産地間競争が激化したことから、新たな作目として、つまもの(魚や肉料理、汁物等の料理のつまやあしらいに用いられる野菜)の栽培を始め、昭和44年には花穂生産部会(昭和49年に花穂・ほじそ部会となる。以下「花穂部会」という。)を組織して、本格的に組織的な栽培と販売を展開してきた。

花穂部会では、高品質の花穂を安定的に供給するため、生産者個人による流通は行わず部会員全員による共選・共販の体制を組み、出荷先市場関係者との積極的なコミュニケーションを図った。

これにより把握した市場が求める「鮮やかな赤紫色の花」と「より大きい花をつけるもの」という品質と、夏・冬など花穂栽培には難しい季節を通して周年供給を実現するためには、花穂用の紫蘇の品種改良が必要と判断し、花穂部会の中に、昭和55年(1980年)種苗登録委員会、平成2年(1990年)品種育成委員会を組織して品種改良に取り組

んできた。

品種の育成・開発にあたっては、農業試験場や種苗会社などとの協力開発ではなく、花穂部会の生産者自らが優良株の選定、品種改良、品種の固定を行うとともに、種苗法に基づく品種登録の申請を行うなど、他の地域では見られない組織的な取組みにより、これまでに良品質の花穂の生産に向く品種を開発してきている。現在、花穂のための品種として昭和59年（1984年）に「千代の光」、平成7年（1995年）に「芳仙」と「ゆたかのかおり」2品種、平成12年（2000年）に「ゆたかのひかり」の計4品種の登録を受けている。

また、確立した品種特性や花穂製品の劣化を防ぐため、花穂の生産に当たって花穂部会では部会員の自家採種した種の使用を認めておらず、花穂部会が配布する花穂用種子を用いて栽培しなければならないこととなっている。

なお、これらの4品種については、すでに種苗法の育成者権は消滅しているが、他産地において同品種が生産されることを防止するため、花穂部会では、規約により部会員が会員外に種苗や種子を譲渡することを禁止するとともに、これを徹底している。

また、花穂部会が配布する花穂用の種子は、花穂部会が専用の共同圃場において種子用に紫蘇を栽培し採種を行い、部会員全員分の種子の供給と種子配布数量の一元管理を行える体制を構築している。

花穂は、つまものの中では葉しそ（オオバ）に次いで比較的需要の多い部類に入るが、消費は大部分が業務用に限られ、需要が多く価格的にも有利な時期は晩秋から春にかけてである。通常、花穂の露地栽培では、7月ころから10月にわたっての収穫・出荷だが、豊橋市において1～2月の厳冬期に高品質かつ十分な量の花穂を生産して周年の供給体制を確立するためには、高度な温度管理が自動で制御できる施設の整備が必要となる。

花穂部会では、保温のため自動温度調整ができる暖房機、ハウスのカーテン被膜、自動灌水設備などを導入するとともに、これを有効に活用するための生産技術の確立とその技術を部会内で平準化するため部会長及び部会役員をリーダーとする指導体制を構築。毎月、部会役員主導による「品質、圃場研修会」を実施するなどにより、花穂生産者全員の生産技術を平準化し全ての花穂に高く均一な品質を確保しながら、市場への安定的な供給を実現している。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

花穂の栽培は、昭和38年（1963年）頃から始まり、その後、昭和39年（1964年）に出荷を開始し昭和44年（1969年）の共選・共販体制を確立してきた。

また、東京中央卸売市場統計によると少なくとも平成8年度から連続27年間、周年の供給体制を確立しており、同市場における取扱数量も平成8年（1996年）に85%を超えるシェアを達成後、更に増加して令和3年（2021年）には、シェアは98%を占めている。

豊橋花穂は、上述のとおり、東京中央卸売市場を始めとする大都市部の卸売市場などにおいて、市場シェアは独占的な地位を維持しており、平成元年（1989年）には売上額14億円を達成。

卸売市場関係者からは、「他の産地では見ることのできない鮮やかな色彩である紫系の花と食欲をそそる紫蘇の香りを持った優れた妻物」と評価されている。

また、豊橋花穂は、主要な卸売市場の仲卸業者を経由して、約20年前から海外にも輸出されており、現在では、アメリカ、EU（スペイン、イタリア、ベルギー、ドイツ）、イギリス、香港、シンガポール、台湾向けで、化粧箱入り（50g）が少なくとも年間約10万個（約5トン）ほど輸出され、レストランのメニューに活用されている。海外に輸出している仲卸業者からは、海外でも花の美しさを兼ね備えた食材として高く評価されていることに加え、近年の海外における日本食ブームの影響で引き合いが強くなってきていると言われている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

（1）法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

☒ 該当しない

（2）法第13条第2項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- ☐ 専用使用権は設定されていない。
- ☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
- 専用使用権者の氏名又は名称：
- 専用使用権者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

